

令和6年第1回敦賀市議会定例会議案目録

議案番号	事案名	備考
B議案第1号	敦賀市議会会議規則の一部改正の件	

B 議案第 1 号

敦賀市議会会議規則の一部改正の件

敦賀市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 3 月 1 8 日 提出

議会運営委員長 浅 野 好 一

敦賀市議会会議規則の一部を改正する規則

敦賀市議会会議規則（昭和42年敦賀市議会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第8節の2 公聴会<u>及び</u>参考人（第77条の2—第77条の8）</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、<u>また</u>同様とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 会議</p> <p>第1節～第8節 (略)</p> <p>第8節の2 公聴会、<u>参考人</u>（第77条の2—第77条の8）</p> <p>第9節 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p> <p>附則</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を<u>付け</u>、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(宿所又は連絡所の届出)</p> <p>第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。</p>

(議席)

第4条 (略)

2 (略)

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第9条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、

(議席)

第4条 (略)

2 (略)

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(会議時間)

第9条 (略)

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3 (略)

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、

文書又は口頭をもって行う。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に

文書又は口頭をもって行なう。

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては、所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において、特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては、所定の発議者が連署し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に

付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の許可を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の許可を求めようとするときは、委員会の許可を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出された

付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員4人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

(日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出され

ときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第 2 3 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 2 4 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

(選挙の宣告)

第 2 5 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 2 6 条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 2 7 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 2 5 条 ((選挙の宣告)) の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報

たときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(延会の場合の議事日程)

第 2 3 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終らなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第 2 4 条 議事日程に記載した事件の議事を終ったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは議長は、討論を用いなくて会議にはかつて延会することができる。

(選挙の宣告)

第 2 5 条 議会において選挙を行なうときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 2 6 条 選挙を行なう際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 2 7 条 投票による選挙を行なうときは、議長は、第 2 5 条 ((選挙の宣告)) の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告

告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし

する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第28条 投票を行なうときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 (略)

(投票)

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第30条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2 (略)

3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともに、これを保存しなければならない。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし

、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 37 条 会議に付する事件は、第 137 条 ((請願の委員会付託)) に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会の付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第 39 条 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第 1 項の報告は、討論を用いない

、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第 37 条 会議に付する事件は、第 137 条 ((請願の委員会付託)) に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長が所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 (略)

3 前 2 項における提出者の説明及び第 1 項における委員会の付託は、討論を用いないで会議にはかって省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第 38 条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第 39 条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは委員長がその経過及び結果を報告し、ついで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 (略)

3 第 1 項の報告は、討論を用いない

<p>で会議に<u>諮って</u>省略することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(修正案の説明)</p> <p>第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>(討論及び表決)</p> <p>第42条 議長は、前条の<u>質疑が終わった</u>ときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 議会は、<u>必要があると認めるときは</u>、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 前項の期限までに<u>審査又は調査を終わらなかつた</u>ときは、その事件は、第38条<u>(付託事件を議題とする時期)</u>の規定にかかわらず、<u>議会において審議</u>することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に<u>必要があると認めるときは</u>、<u>議会の承認を得て</u>、中間報告をすることができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>全て</u>議長の許可を</p>	<p>で会議には<u>か</u>って省略することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(修正案の説明)</p> <p>第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、<u>又は</u>委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。</p> <p>(討論及び表決)</p> <p>第42条 議長は、前条の<u>質疑が終つた</u>ときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。</p> <p>(委員会の審査又は調査期限)</p> <p>第44条 議会は<u>必要があると認めるときは</u>、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。</p> <p>2 前項の期限までに<u>審査を終らなかつた</u>ときは、その事件は、第38条<u>(付託事件を議題とする時期)</u>の規定にかかわらず、<u>会議</u>において審議することができる。</p> <p>(委員会の中間報告)</p> <p>第45条 (略)</p> <p>2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に<u>必要があると認めるときは</u>、中間報告をすることができる。</p> <p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、<u>すべて</u>議長の許可</p>
---	---

得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従

を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

2 (略)

(発言の通告及び順序)

第51条 (略)

2・3 (略)

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当っても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第52条 発言の通告をしない者は、通告した者がすべて発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2・3 (略)

(議長の発言討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従

わない場合は、発言を禁止することができる。

3 (略)

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

わない場合は発言を禁止することができる。

3 (略)

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について3回をこえることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 (略)

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終らなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終ったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、
討論を用いないで会議に諮らなければならぬ。

3 (略)
(準用規定)

第64条 質問については、第60条
((質疑又は討論の終結))の規定
を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期
中に限り、議会の許可を得て発言を
取り消し、又は議長の許可を得て発
言の訂正をすることができる。ただ
し、発言の訂正は、字句に限るもの
とし、発言の趣旨を変更することは
できない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、
質疑及び質問に対し、直ちに答弁し
がたい場合において答弁書を提出し
たときは、議長は、その写しを議員
に配布する。ただし、やむを得ない
ときは、朗読をもって配布に代える
ことができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決を採ろうとす
るときは、表決に付する問題を宣告
する。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けるこ
とができない。

(起立による表決)

2 前項の同意については、議長は、
討論を用いないで会議にはからなけ
ればならぬ。

3 (略)
(準用規定)

第64条 質問については、第60条
((質疑又は討論の終結))の規定を準
用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期
中に限り、議会の許可を得て発言を
取り消し又は議長の許可を得て発
言の訂正をすることができる。ただ
し、発言の訂正は、字句に限るもの
とし、発言の趣旨を変更することは
できない。

(答弁書の配布)

第66条 市長その他の関係機関が、
質疑及び質問に対し、直ちに答弁し
がたい場合において答弁書を提出し
たときは、議長はその写を議員に配
布する。ただし、やむを得ないとき
は、朗読をもって配布にかえるこ
とができる。

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとす
るときは、表決に付する問題を宣告
する。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けるこ
とができない。

(起立による表決)

第70条 議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(

第70条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第71条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員4人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(記名投票)

第72条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第73条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第74条 記名投票又は無記名投票を行なう場合には、第27条(議場の出入口閉鎖)、第28条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第29条(投票)、第30条(投票の終了

(投票の終了))、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第8節の2 公聴会及び参考人
(公聴会開催の手続)

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、

(開票及び投票の効力)、第31条(開票及び投票の効力)、第32条(選挙結果の報告)第1項及び第33条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(簡易表決)

第76条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第77条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員4人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第8節の2 公聴会、参考人
(公聴会開催の手続)

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、

その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第 77 条の 4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(参考人)

第 77 条の 8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 77 条の 5 ((公述人の発言))、第 77 条の 6 ((議員と公述人の質疑)) 及び第 77 条の 7 ((代理人又は文書による意見の陳述)) の規定を準用する。

(会議録の配布)

第 79 条 会議録は、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第 80 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 65 条 ((発言の取消し又は訂正)) の規定により取り消し

その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(公述人の決定)

第 77 条の 4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 (略)

(参考人)

第 77 条の 8 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 77 条の 5、第 77 条の 6 及び第 77 条の 7 の規定を準用する。

(会議録の配布)

第 79 条 会議録は、印刷して、議員及び関係者に配布する。

(会議録に掲載しない事項)

第 80 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 65 条 ((発言の取消し又は訂正)) の規定により取り消した発

た発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第81条 会議録に署名する議員は、3人とし、議長が会議において指名する。

(欠席の届出)

第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 (略)

(一括議題)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(先決動議の表決順序)

第92条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第93条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前におい

言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第81条 会議録に署名する議員は3人とし、議長が会議において指名する。

(欠席の届出)

第84条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 (略)

(一括議題)

第89条 委員長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(先決動議の表決順序)

第92条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(動議の撤回)

第93条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

ては、委員長の許可を得なければならぬ。

(閉会中の継続審査)

第103条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(発言の許可)

第106条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第107条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第108条 発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員 (以下この条において「委員外議員」という。) に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員外議員から発言の申出があったときは、その許否を決

(閉会中の継続審査)

第103条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

(発言の許可)

第106条 委員は、すべて委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第107条 委員は、議題について自由に質疑し及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第108条 発言はすべて、簡明にするものとして、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。

2 (略)

(委員外議員の発言)

第109条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許

める。

(委員長の発言)

第110条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第111条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の継続)

第113条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第114条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(発言の取消し又は訂正)

第116条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をす

否を決める。

(委員長の発言)

第110条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終った後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終るまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第111条 (略)

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかかって決める。

(発言の継続)

第113条 会議の中止又は休憩のため発言が終らなかつた委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第114条 質疑又は討論が終ったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 (略)

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議にはかかって決める。

(発言の取消し又は訂正)

第116条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し又は委員長の許可を得て発言の訂正をする

ることができる。

(答弁書の配布)

第117条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、その写しを委員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

(互選の方法)

第118条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2・3 (略)

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第120条 委員長は、表決を採らうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

ことができる。

(答弁書の朗読)

第117条 市長その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

(互選の方法)

第118条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行なう。

2・3 (略)

4 第1項の投票を行なう場合には、委員長の職務を行なっている者も、投票することができる。

5 (略)

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを委員会にはかり、委員の全員の同意があった者をもって当選人とする。

(選挙規定の準用)

第119条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章、第4節の規定を準用する。

(表決問題の宣告)

第120条 委員長は、表決をとらうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(条件の禁止)

第122条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第123条 委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第124条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

2 (略)

(記名投票)

第125条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第126条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第127条 記名投票、又は無記名投

(条件の禁止)

第122条 表決には、条件を附けることができない。

(起立による表決)

第123条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第124条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 (略)

(記名投票)

第125条 記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は所定の白票を、問題を否とする者は所定の青票を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第126条 無記名投票を行なう場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と、所定の投票用紙に記載し投票箱に投入しなければならない。

(選挙規定の準用)

第127条 記名投票、又は無記名投

票を行う場合には、第 28 条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第 29 条（投票）、第 30 条（投票の終了）、第 31 条（開票及び投票の効力）及び第 32 条（選挙結果の報告）第 1 項の規定を準用する。

（簡易表決）

第 129 条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

（表決の順序）

第 130 条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

（請願書の記載事項等）

第 135 条 （略）

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の名称及び所在地を記載し

票を行なう場合には第 28 条（投票用紙の配布及び投票箱の点検）、第 29 条（投票）、第 30 条（投票の終了）、第 31 条（開票及び投票の効力）、及び第 32 条（選挙結果の報告）第 1 項の規定を準用する。

（簡易表決）

第 129 条 委員長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

（表決の順序）

第 130 条 同一の議題について、委員から数個の修正案で提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議にはかって決める。

2 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

（請願書の記載事項等）

第 135 条 （略）

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代

、代表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

6 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となった後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第136条 (略)

2 (略)

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか何人と記載するほか、その件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第137条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、常任委員会に係る請願は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

2 委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。

表者が署名又は記名押印をしなければならぬ。

3・4 (略)

5 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第136条 (略)

2 (略)

3 請願者数人連署のものは、請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは、請願者某ほか、何人と記載するほか、その件数を記載する。

(請願の委員会付託)

第137条 議長は、請願文書表の配布とともに、請願を、所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、議長において常任委員会又は議会運営委員会に付託する必要があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、常任委員会に係る請願は、議会の議決

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(請願の審査報告)

第139条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

3 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第140条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

で、特別委員会に付託することができる。

3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなす。

(請願の審査報告)

第139条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)・(2) (略)

2 採択すべきものと決定した請願で、市長その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を附記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第140条 議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第141条 議長は、陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第142条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

3 (略)

(資格決定の要求)

第144条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第145条 前条の要求については、議会は、第37条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定の通知)

第146条 前条の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第141条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

(議長及び副議長の辞職)

第142条 (略)

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつて、その許否を決定する。

3 (略)

(資格決定の要求)

第144条 法第127条第1項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについて、議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第145条 前条の要求については、議会は、第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第146条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第92条の2の規定に該当するかどうかについての法第127条第1項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

(携帯品)

第148条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでない。

(資料等の配布許可)

第153条 議場又は委員会の会議室において、資料等を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第155条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って定める。

(懲罰動議の提出)

第156条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条((秘密の保持))第2項又は第105条((秘密の保持))第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第157条 懲罰については、議会は、第37条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第3項の規定にか

(携帯品)

第148条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、えり巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(資料等印刷物の配布許可)

第153条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(議長の秩序保持権)

第155条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて定める。

(懲罰動議の提出)

第156条 (略)

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第49条((秘密の保持))第2項又は第105条((秘密の保持))第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第157条 懲罰については、議会は、第37条((議案等の説明、質疑及び委員会付託))第3項の規定にか

<p>かかわらず、委員会の付託を省略して議決することが<u>できない</u>。</p> <p><u>(代理弁明)</u></p> <p><u>第157条の2 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わって弁明させることができる。</u></p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第159条 出席停止は、7日を<u>超える</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第164条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>諮って</u>決定する。</p>	<p>わらず、委員会の付託を省略して議決することは<u>できない</u>。</p> <p>(出席停止の期間)</p> <p>第159条 出席停止は、7日を<u>こえる</u>ことができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、<u>その</u>停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。</p> <p>(会議規則の疑義に対する措置)</p> <p>第164条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に<u>はかつて</u>決定する。</p>
---	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

会議時間、事件の撤回又は訂正及び動議の撤回その他の所要の規定を整備したいので、この案を提出する。